

103 訪問看護費

点検項目	点検事項	点検結果	
准看護師の訪問		☐ 該当	
理学療法士等の訪問		☐ 該当	訪問看護計画書における 看護師等及び理学療法士等の署名
1日に2回を超えて指定 訪問看護を行う場合の減算	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1日に2回を超えて指定訪問看護を行う	☐ 該当	
夜間加算	18時～22時	☐ 該当	サービス提供票
深夜加算	22時～6時	☐ 該当	サービス提供票
早朝加算	6時～8時	☐ 該当	サービス提供票
2人以上による訪問看護	一人で看護を行うことが困難な場合	☐ 該当	
	看護師等（保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士）	☐ 該当	
	看護師等と看護補助者との訪問	☐ 該当	
1時間30分以上の訪問看護	特別管理加算の算定者であり1時間30分以上の訪問看護をした場合	☐ 該当	
同一建物減算	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」とする。）	☐ 該当	
	1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者	☐ 該当	
	1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の利用者	☐ 該当	
特別地域加算	厚生労働大臣の定める地域	☒ 該当	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域	☐ 該当	
	1月あたりの訪問回数が100回以下	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	☐ 該当	
緊急時訪問看護加算	看護に関する相談に常時対応し、緊急時の訪問を必要に応じ行うことができる体制	☐ あり	
	利用者の同意	☐ あり	同意書等(規定はなし)
	早朝・夜間、深夜加算	☐ 2回目以降	サービス提供票
	他の事業所で当該加算の算定の有無	☒ なし	
	24時間対応体制加算の算定(医療保険)	☒ なし	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携	☐ あり	
	准看護師の訪問	☐ 該当	
	保健師、看護師又は理学療法士等の訪問	☐ 該当	
	緊急時訪問看護加算の届出	☐ あり	
	都道府県知事等への届出	☐ あり	
特別管理加算(Ⅰ)	利用者の要介護状態区分が要介護5	☐ 該当	
	在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態	☐ 該当	主治医の指示書等
	計画的な管理の実施	☐ あり	訪問看護計画書、訪問看護記録書等
	他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定	☒ なし	
	症状が重篤の場合医師による診療を受診できるような支援	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
特別管理加算（Ⅱ）	1 在宅自己腹膜灌（かん）流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼（とう）痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態	☐	該当	主治医の指示書等
	2 人工肛（こう）門又は人工膀胱（ぼうこう）を設置している状態	☐	該当	主治医の指示書等
	3 真皮を越える褥瘡（じよくそう）の状態	☐	該当	主治医の指示書等
	4 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	☐	該当	主治医の指示書等
	計画的な管理の実施	☐	あり	訪問看護計画書、訪問看護記録書等
	他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定	☒	なし	
	症状が重篤の場合医師による診療を受診できるような支援	☐	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
ターミナルケア加算	次の1又は2に該当	☐ 該当	
	1 末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモ ン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン 病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患 （進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソ ン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上で あって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をい う。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳 萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン 病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジスト ロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性 脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸（けい）髄損傷 及び人工呼吸器を使用している状態が、死亡日及び死亡日前 14日以内に含まれる。	☐ 該当	
	2 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回 の訪問看護が必要であると認める状態が、死亡日及び死亡日 前14日以内に含まれる。	☐ 該当	
	24時間連絡及び訪問の体制	☐ あり	
	主治医と連携のもとターミナルケア計画及び支援体制を利用 者、家族に説明と同意	☐ あり	訪問看護記録書
	ターミナルケア提供についての身体状況の変化等必要な記録	☐ あり	
	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上のターミナルケアの実 施（ターミナルケア後24時間以内に在宅以外で死亡した場合 を含む。）	☐ あり	サービス提供票
	他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定	☒ なし	
主治の医師の特別な指示	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携	☐ あり	
	急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある 旨の特別な指示	☐ あり	
初回加算	過去2月の利用実績がない	☒ 該当	サービス提供記録等

点検項目	点検事項	点検結果		
退院時共同指導加算	共同指導の内容を文書により提供	☐	あり	
	退院又は退所後に訪問	☐	あり	
	特別管理加算の対象者	☐	該当	
	初回加算の算定	☒	なし	
看護・介護職員連携強化加算	指定訪問介護事業所に対するたんの吸引等に係る計画書や報告書の作成の助言	☐	あり	
	指定訪問介護事業所の訪問介護員と同行し、業務の実施状況について確認又はサービス提供体制整備や連携体制確保の会議の出席	☐	あり	
	訪問看護記録書の記録	☐	あり	訪問看護記録書
	緊急時訪問看護加算の届出	☐	あり	
看護体制強化加算（Ⅰ）	1 算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数のうち緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上	☐	該当	
	2 算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上	☐	該当	
	3 算定日が属する月の前12月間において、ターミナルケア加算を算定した利用者の数が5名以上	☐	該当	
	4 指定訪問看護ステーションにおいては指定訪問看護の提供に当たる従業者の総数のうち看護職員の占める割合が100分の60以上	☐	該当	
	利用者又はその家族への説明及び同意	☐	あり	同意書等(規定はなし)
	1、2及び4の割合及び3の人数の記録(毎月)	☐	あり	台帳等(規定はなし)

点検項目	点検事項	点検結果		
看護体制強化加算（Ⅱ）	1 算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数のうち緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上	☐	該当	
	2 算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上	☐	該当	
	3 指定訪問看護ステーションにおいては指定訪問看護の提供に当たる従業者の総数のうち看護職員の占める割合が100分の60以上	☐	該当	
	4 算定日が属する月の前12月間において、ターミナルケア加算を算定した利用者の数が1名以上	☐	該当	
	利用者又はその家族への説明及び同意	☐	あり	同意書等(規定はなし)
	1、2及び3の割合及び4の人数の記録(毎月)	☐	あり	台帳等(規定はなし)
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1 看護師等ごとに研修の計画策定、実施（又は実施予定）	☒	該当	
	2 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催	☒	該当	
	3 全ての看護師等に定期的な健康診断の実施	☒	該当	
	4 看護師等総数のうち、勤続年数7年以上の看護師等の占める割合が100分の30以上	☒	該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1 看護師等ごとに研修の計画策定、実施（又は実施予定）	☐	該当	
	2 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催	☐	該当	
	3 全ての看護師等に定期的な健康診断の実施	☐	該当	
	4 看護師等総数のうち、勤続年数3年以上の看護師等の占める割合が100分の30以上	☐	該当	